令和６年 12 月 16 日

郡市区等医師会長　殿

一般社団法人大阪府医師会
会長代行　加納　康至
（公印省略）

令和６年度診療報酬改定に伴う「外来感染対策向上加算」届出直しについて
（再周知）

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標題に関しましては、令和６年 12 月３日付および同月６日付の同件名文書はじめ、令和６年 10 月３日付本会名文書「感染症法に基づく医療措置協定の締結手続きに関して（年内の指定には 12 月 15 日までの手続き完了をお願いします）」および本会発行「社会保険通報」第 931 号（6.11.30）４～５ページ等にてご連絡申し上げたところでございます。

繰り返しの周知となりますが、今般さらに、下記のとおりご連絡申し上げます。

つきましては、本件につきご了知いただきますとともに、貴会会員医療機関へのご周知についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

「外来感染対策向上加算」施設基準 経過措置・届出直しについて

令和６年６月（令和６年度）診療報酬改定により、「外来感染対策向上加算」の施設基準に下記の項目が追加されております。

①都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関（発熱外来に係る措置を講ずる医療機関に限る。）であること。
②当該保険医療機関の外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行う旨を公表し、受入れを行うために必要な感染防止対策として、空間的・時間的分離により発熱患者等の動線を分ける等の対応を行う体制を有していること。

・令和６年３月 31 日現在において現に「外来感染対策向上加算」の届出を行っていた医療機関（令和６年２月末までに届出を行い、令和６年３月１日より算定開始されている医療機関）については、令和６年 12 月 31 日まで経過措置がありますが、
・令和７年１月以降も「外来感染対策向上加算」を算定する場合には、令和６年５月（令和６年６月１日付届出受理）から令和６年 12 月（令和７年１月１日付届出受理）の間に、
・上記①②の新たに追加された施設基準項目の要件を満たした上で（①大阪府と医療措置協定を締結していること、②発熱患者の受入体制を有していること）、
・近畿厚生局指導監査課あて所定の届出直し書類を郵送する必要があります（令和７年１月６日までに必着（月初め開庁日））。

・「施設基準の届出受理状況（全体）（届出受理医療機関名簿）」（大阪府／PDF ファイル）は、近畿厚生局のホームページに掲載されています。
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei_jokyo_00004.html
「外来感染対策向上加算」の届出を行っている医療機関は、算定開始年月日が「令和６年６月１日」以降の日付になっているかご確認ください。
「令和６年６月１日」以降の日付であれば届出直しは不要です。
→ 令和６年５月以前の日付であれば届出直しが必要です。

医療措置協定について（上記①）

・令和６年 12 月 27 日付で協定締結するための大阪府あて関係資料の提出は、12 月 15 日に締め切りとなっておりますが、急ぎ手続きが必要な方は、12 月 27 日午前中までに下記のお問い合わせ先にご相談ください。
・医療措置協定の締結についてのお問い合わせ先
大阪府 感染症対策課 計画調整グループ　電話：06-4397-3612
・大阪府ホームページ「新型インフルエンザ等感染症等にかかる医療措置協定について」
https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/iryosoti.html
・また、令和６年６月１日以降に届出を行った医療機関であっても、大阪府と医療措置協定の締結を行っているかどうか、再度ご確認くださいますようお願いいたします。
上記サイトに医療措置協定の締結を行った医療機関が掲載されています。

発熱患者等の受入れ体制について（上記②）

・届出直し書類「様式１の４」下欄、「記載上の注意」（１、２、４）に示される添付書類について、届出直しの医療機関については、今回の要件に追加された「４…発熱患者等の受入を行う際の動線分離の方法等の内容を盛り込んだ手順書」のみ必要です（標準予防策を示す書類は不要）。（以下文例を参考にして作成）

文例（参考）
１．時間分離
・発熱患者には、来院前に電話連絡を求めて来院時間を指定、事前に受診体制を準備する。
・発熱患者が多数来院する際は、その他患者と異なる診療時間帯を設けるなど、重症化リスクの高い定期通院患者への感染リスクを下げる方策をとる。
２．空間分離
・自家用車で来院した場合には、自家用車内で待機してもらう。
・発熱患者は受付後、隔離スペース（パーテーションによる簡易な分離等）へ誘導する（来院時にはサージカルマスクを着用してもらう）。
・発熱患者とその他の患者で、異なる診察スペースを使用する。
・発熱患者が多数来院する等、診療所内で隔離スペースや発熱患者用診察スペースの設置が困難な場合は、駐車場など屋外に、待合スペースや検体採取スペース、診察室スペースを設置する（プライバシーに配慮）。

・届出直し書類「様式１の４」「４　発熱患者等への対応」「受診歴の有無に関わらず発熱患者等の受入れを行う旨が公表されているホームページ」については、令和７年４月 12 日付厚生労働省医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その２）」問７により、「当該保険医療機関のホームページにより公表することが想定されるが、例えば、自治体、地域医師会等のホームページ又は広報誌に掲載されている場合等においては、別に当該保険医療機関のホームページで公表を行う必要はない。」とされております。

・近畿厚生局および日本医師会に照会いたしましたところ、大阪府ホームページ「新型インフルエンザ等感染症等にかかる医療措置協定について」に掲げる医療機関リスト（「発熱外来」に〇）については、同ホームページには該当しない旨、確認いたしました。

・大阪府ホームページには、令和６年３月末時点の「外来対応医療機関」一覧が掲載されておりますが、現時点の発熱外来医療機関リスト（府内全域）は存在いたしません。

・つきましては、本会として、特にかかりつけ医を有さない府民が、安心して地域の医療機関を受診できるよう、発熱外来を実施する医療機関情報を集約し、ホームページに掲載することといたしました。

・下記 URL、QR コードからアクセスする「発熱患者等の受入れ体制に関するアンケート」フォームを設けました。本回答フォームにご回答いただいた医療機関におかれましては、「平時から受診歴の有無に関わらず、発熱その他の感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受け入れを行っている」とし、本会ホームページで公表いたします（ホームページは原則月１回の頻度で更新予定）。当該公表医療機関におかれましては、届出直し書類「様式１の４」「４　発熱患者等への対応」「受診歴の有無に関わらず発熱患者等の受入れを行う旨が公表されているホームページ」について、「大阪府医師会ホームページ」と記載いただくことが可能です。「外来感染対策向上加算」について、これから届出をされる医療機関、また既に届出をされている医療機関におかれましても、下記フォームからご回答いただけますれば幸甚と存じます。

「発熱患者等の受入れ体制に関するアンケート」
（大阪府医師会ホームページにて公表）

●専用回答フォーム
（アクセスが集中し一時的に閲覧が難しい場合は、
時間をおいてからアプローチをお願いします）

https://forms.gle/DtEGFRvUEfBEfDUq8

近畿厚生局指導監査課あて所定の届出直し書類の郵送について

〇提出書類は以下のとおりです。

・様式：別添７
・様式：様式１の４
・医療機関毎で作成：発熱患者等の受入を行う際の動線分離の方法等の内容を盛り込んだ手順書

〇届出方法

・施設基準の届出は正本１通を郵送する。
・「届出書」の開設者の押印は不要。施設基準ごとに作成する。
・保険医療機関において、提出した「届出書」の写し（副本）を保管する。

〇提出期限

・令和７年１月６日（月）必着

〇提出先・問い合わせ先

近畿厚生局指導監査課　施設基準グループ
〒540-0011 大阪市中央区農人橋１丁目１番 22 号 大江ビル８階
電話 ０６－７６６３－７６６３

大阪府医師会 担当事務局：

・「外来感染対策向上加算」近畿厚生局への届出
　→ 保険医療課（電話 06-6763-7001）

・「医療措置協定」大阪府への申請、
・「発熱患者等の受入れ医療機関リスト」大阪府医師会ホームページへの掲載
　→ 地域医療１課（電話 06-6763-7012）